

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

保険医療機関等の指定

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会の開催

土地改良区の定款の変更の認可

都市計画法第六十六条による告示(二件)

公有水面の埋立ての免許

◇教委告示

◇公 告

教育委員会の招集

危険物取扱者試験の合格者

昭和四十九年度高圧ガス販売主任者試験の実施

昭和四十九年鳥取県保母試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百五十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
細 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺 三三二の二	昭和四十九年六月一日
田 中 薬 局	東伯郡東郷町中興寺 四〇五の二	六月十五日

鳥取県告示第五百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
細田医院	西伯郡西伯町法勝寺 三二二の二	全国	昭和四十九年六月一日
田中薬局	東伯郡東郷町中興寺 四〇五の二	"	六月十五日

鳥取県告示第五百五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
早瀬医院	鳥取市川端五丁目一〇六	昭和四十九年六月十五日
戸口田整形外科医院	米子市上福原一、五九四	"
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目八	二十三日
田中薬局	東伯郡東郷町中興寺 四〇五の二	十五日

鳥取県告示第五百五十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第

四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日南湖鳥獣保護区の設定に係る公聴会

- 一 日時 昭和四十九年七月十六日 午前十時
- 二 場所 日野郡日南町生山 日南町役場会議室
- 三 案件 日南湖鳥獣保護区の設定について
- 四 公聴会の開催に関する問い合わせ先

鳥取県農林部造林課保護係

鳥取県日野地方農林振興局林業課林政係

鳥取県告示第五百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和四十九年六月十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業の事業

計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三一五一米子駅境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、旗ヶ崎字荒神西灘、字大波濤地先、字野波灘、字野波西灘、字柿ノ木谷灘、字軒屋灘、字呉服屋灘舟道、字呉服屋流し先、字熊沢流し先及び字安倍境灘並びに安倍字清水尻灘、字天狗松下、字清水尻中及び字清水尻西地内

鳥取県告示第五百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三一四一十皆生温泉環状線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市皆生字温泉、上福原字北新田ノ三及び字北浜沖開並びに東福原字沖林ノ拾貳及び字沖林ノ七地内

鳥取県告示第五百六十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

鳥取四十九年三月二十八日

二 免許を受けた者

東伯郡羽合町大字長瀬

羽合町

三 埋立ての場所及び面積

東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ屋敷二二三一八及び同町同大字字中島

二〇四一六地先

四一五・四平方メートル

四 埋立ての目的
道路敷地とするため

五 埋立工事の期限

昭和四十九年十月三十一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和四十九年六月二十八日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 図書館協議会委員の任命について

(2) その他

公 告

昭和49年6月12日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおり

である。

昭和49年6月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

乙種第4類危険物取扱者試験

松田 純一	玉川 伸一	大江東洋男	竹中由紀夫
宮川 英夫	森本 俊明	田中 都	福田 殖
西尾 和博	中井 照雄	渡辺 忠男	下多 享
竹内健一郎	加藤真一郎	石破 繁美	安田 義弘
須崎 宏	土井陽一郎	村上 文夫	影日 妙子
武田 達雄	本郷 雄久	池添 祥彦	黒田 昇
村上 篤司	谷上 和雄	岡村 英夫	横山 昇稔
横山 正一	井上 晋	松本 敏	古田 幸人
高取 勝	西尾 元伸	前田 勉	依藤 輝美
谷口 猛彦	林 牧子	宮本 二郎	縫谷 誠治
石田 勝彦	谷口美知男	安本 幸	福田 智治
高木 勉	山賀 成樹	和田 好生	赤座 博義
西垣 正美	宿部 孝博	小谷 正明	大西 利明
丸田 一明	松岡 衛	松村 裕次	谷口 正実
酒本 広志	谷口 篤	米原 重雄	岡島 軍平
秋本 進	前田 勇	山本 哲嗣	南口 和秋
井上 尚三	金 泳道	西尾 淳一	長谷 久野
水石 文旦	倉信 和男	山元 裕治	武内 剛
平井 公雄	佐々木恒一	川島 敏則	宏

坂田 康則	林 雄三	前田 巖	坂本 福朗
村本 豐	能見 貞明	遠藤 一義	松本 惠
山田 悦弘	斉尾 清繁	陶山 英雄	足達 和正
橋本 克洋	宮脇 保	菅沼 勝人	垣原 忠治
森本 和仁	小林 隆幸	瀧尾 昭秀	福田 周雄
河田 征一	石川 裕史	小椋 辰夫	小林 敏明
横山 英明	井上 健一	吉本 弘	根鈴 正直
小原 親子	田村 正晴	山本 泰正	土佐 和臣
秦野 伸二	長谷川満夫	千木 誠治	山田 泰則
林 公通	中谷 勉	岡野 富江	井手添 茂
安藤 和子	西本 勝利	石前 治昭	伊藤 嘉昭
石田 英夫	田内 耕作	松田 幸江	黒見すみの
余悟 成保	寺本 和夫	吉本 恭徳	松本 廣治
連沼 隆	小村 伸吾	三嶋 純子	宇田川博敬
遠藤 宣治	田子 赤井	松原 英明	木村 衛
森下 幹男	赤井 勝美	金田 洋	浦上 康彦
吉野 清	遠塚 辰巳	国頭 輝正	田辺 英俊
森本 勲	永見 徳雄	矢田 公美	板持 年昭
奥田 稔	牧野 昇	田子 俊博	荒川 涉
木下 陵雄	室 巖	谷村 法人	清水 浩
奥谷 秀夫	荒井 晃	大浦 忠治	松本 潮人
福岡 昭人	中島 幸夫	木村 武二	西川 増本
前田 敏夫	福田 仁	岡 康雄	西 昭博
山本 英一	高橋 誠治	伊藤 邦雄	多賀雄

丙種危険物取扱者試験

大坪 達夫	浜 武勝	松本 康一	宮崎 安治
木村 孝	松本 昭男	景山 正善	木間 睦親
平井 敏雄	野原 節男	萩原 功	川畑 耕造
黒田 驍	小西 探	須藤 友敬	金田 和史
藤本 守雄	豊島 治	遠藤 幹一	渡部 尚
堀田 徹	田渊 章人	野出 弘	後藤 文義
小原 乾嗣	神山 顕治	小原 一彦	戸田 勝
中桐 芳夫	篠原 哲	佐伯 健治	高瀬 俊英
柏木 博之	祖田日出男	山根 美裕	柏木 誠
小滝 直久	佐伯 武則	佐野 裕	森山 修司
根本 秀之	中島 勲	紀夫	濱中 萬吉
柏木 新一			

倉持 昭男	玉田 清	尾崎 信雄	矢山 年雄
山田みち子	肩安 初子	山口 康子	北村 政雄
宮島 君美	小林 一三	田中 忠明	村上 篤司
北野 隆	篠田 隆史	横山 正一	有田 和代
濱田 正春	安田 正美	中島 徹	村上 憲夫
中村 順一	井戸垣英明	岡本 茂美	平尾 時和
安治 明	大広 一男	吉田 章一	市村 統一
上萬 尚志	横谷 賢一	山根 泉	長谷川清明
山元登喜雄	谷上 明男	林 宏樹	森本 英一
谷上 明男			竹内 一夫

西垣 長寿	前田 明人	青木 君夫	野田 野田	継美 輝正
三浦 康弘	梶谷 元徳	山根豊三郎	大下 水田	武司 春翁
牧野 信行	菅沼 雅人	西谷 洋一	高沢 高沢	忠好 義三
野間田世治	鹿嶋 道夫	篠内 和夫	尾原 清水	純一 謙一
前田 保	大倉 正雄	岩本 武彦	松本 清本	秀雄 直
川上 徹夫	徳田 雪子	原田洋二郎	斉尾 真山	信弘 直
伊勢由美子	井本登美子	北野 節夫	住田 真山	秀雄 直
黒田 昌利	山本 智則	宇田川誠章	植田 米澤	昭彦 直
本池 恭子	板垣 茂	森 浩一郎	小林 青砥	幸生 幸寿
野川 啓一	中西 節紀	豊嶋 五郎	細谷 幸生	幸生 幸寿
高橋 信吉	香田 照男	藤岡 誠一	上野 幸雄	幸正 幸正
中谷 泰弘	長谷川光輝	坂本 誠一	徳丸 幸正	克己 仁
新倉 良二	綿谷 誠	西川 満吉	野田 伴藤	仁 良二
木村 正人	西村 拓己	岡本 晴吉	成相 繁樹	繁樹 良二
青砥 幸夫	新井 敏彦	尾崎 延夫	成相 繁樹	繁樹 良二
清水 茂雄	石飛 芳元	橋本 輝夫	成相 繁樹	繁樹 良二
高本 政明	大田 正三	中村 忠一	成相 繁樹	繁樹 良二
石倉 一吉	井上 敏	渡辺 尚	成相 繁樹	繁樹 良二
西川 稔	塚田 勝美	戸田 勝	成相 繁樹	繁樹 良二
遠藤 淳一	広野 正裕	大淵 滋夫	成相 繁樹	繁樹 良二
上田 良樹	佐野 裕	角島 康隆	成相 繁樹	繁樹 良二
宇屋 潔	羽田 聡		成相 繁樹	繁樹 良二

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和49年度第1回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和49年6月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	午前10時から 正午まで
第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガスに係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和49年8月4日(日曜日)

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県消防防災課に提出すると。

(1) 受験願書

- (2) 履歴書
 受験願書及び履歴書は、鳥取県消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真
 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書の所定欄にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料
 第1種販売主任者免状に係る試験 700円
 第2種販売主任者免状に係る試験 500円

- (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。
 この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和49年7月1日から昭和49年7月15日まで

- 6 受験票
 受験願書を提出した者には受験票を交付する。

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により、昭和49年鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和49年6月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

- (1) 筆記試験
 昭和49年9月10日(火曜日)及び9月11日(水曜日)
- (2) 実地試験
 昭和49年9月12日(木曜日)又は9月13日(金曜日)のいずれかの日に行うこととし、受験者が受験すべき日は、受験票交付の際指定する。

2 試験の日時割

月 日	試 験 科 目	時 間
9月10日	児童心理学及び精神衛生 児童福祉事業概論 看護学及び実習 保育理論	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～16時10分
9月11日	保健衛生学及び生理学 社会福祉事業一般 栄養学及び実習 保育実習(学科) 保育実習(作文及び絵画製作)	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～15時25分 15時30分～16時30分
9月12日 9月13日	保育実習(実地)	9時0分～6時00分

3 試験場所

- (1) 筆記試験 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

(2) 実地試験 倉吉市大平町 鳥取県立保育専門学院
4 受験申請書の提出期間

昭和49年8月1日(木曜日)から8月31日(土曜日)まで
(郵送の場合は、8月31日までの消印のあるものに限り受け付けるととする。)

5 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 保母試験受験申請書

イ 住民票の写し

ウ 受験資格を証明する書類

エ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)

オ 履歴書

(2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほか、保母試験受験科目免除願いを提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合はその都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は当該学校又は施設の長の発行した専修証明書を添付すること。

6 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を保母試験受験申請書

の所定欄にはりつけること。
この場合、消印をしないこと。
(3) 返納の手数料は、返還しない。